

美里町森林経営管理制度実施方針

1 趣旨

美里町森林経営管理制度実施方針（以下「実施方針」という。）は、美里町に存する森林について、森林管理が円滑に行われるよう美里町が森林経営管理法に基づく措置その他必要な措置を講ずるための方針を示すものである。

2 森林整備の基本的な考え方

(1) 現況と課題

美里町の総面積は、14,400ha で、そのうち森林面積は 10,438ha と森林に恵まれ、町の総面積の 72% を占めている。なかでも民有林は 8,501ha を占めている。また、民有林のうちスギを主とした人工林は 6,240ha あり、人工林率 73% となっている。

この所有者自らが管理する森林のうち、既に国及び県の事業として着手した箇所を除いて過去 10 年以上施業の行われていない森林が多く存在しており、こういった長期間手入れのされていない森林は、森林の本来保有する公益的機能の低下が懸念される。

(2) 基本的な考え方

この方針での森林とは、森林法第 5 条に基づき、熊本県知事が策定する地域森林計画の対象となる民有林をいう。

実施方針の運用については、森林所有者へ意向調査を実施し、森林所有者の意向を確認した上で、同意書にて同意をいただいた森林を対象に森林調査（林内調査）を実施。その結果、森林整備が必要な山林に対し町独自で策定した「美里の山除間伐推進事業」を実施する。

3 森林所有者意向調査について

(1) 対象森林の考え方

ア 経営森林として除外する森林

- ・森林経営計画樹立森林
- ・公有林（県・町有林）
- ・団体有林

企業所有林、地区の山林関係団体所有林、社寺所有林、地区集落所有林、財産区所有林

- ・保安林

イ 対象森林の絞り込み

- ・森林 GIS を活用し森林情報を基に対象森林を抽出する
- ・対象区域の森林所有者の所有山林（人工林：スギ・ヒノキ）をすべて抽出する
- ・人工林から上記アを除き、10 年以上施業履歴のない森林
- ・抽出した森林について森林所有者への意向調査を実施する区域とする
- ・1 施行地の面積が 0.03ha 以上とする（1 施行地とは、原則として接続する区域とする）

(2) 対象森林面積等

- ・対象森林の面積及び森林資源
(7,024ha)・・・森林簿面積より
- ・対象森林の位置・・・町内全体計画のとおり
- ・対象森林に関わる筆数(概数) 26,717筆(森林簿より)

(3) 意向調査の方法、スケジュール等

- ・意向調査は準備が整い次第開始する。
- ・意向調査は全体計画の通りとする。
- ・調査方法は郵送を基本とする。再送、再々送を含み年度内3回実施する。
- ・意向調査の回収は郵送を基本とする。

4 意向確認後の森林経営管理の方針

- ・意向調査後、同意書にて森林所有者と合意形成する
- ・同意があった森林について森林調査を実施する
- ・調査の結果、森林整備が必要か必要でないか判断し集計表にまとめる
- ・林業経営に適した森林は、国庫補助事業で実施する
- ・林業経営に適さない森林は、町独自の「美里の山除間伐推進事業」を実施する

5 森林経営管理制度の実施コストについて

- ・町が森林経営管理制度を実施する(町民への制度周知、現に所有する者の特定、林地台帳の精度向上、意向調査、森林調査、森林整備等に要する)経費は森林環境譲与税をその財源とし、財源の許す範囲で実施する。

6 その他特記事

- ・森林経営管理制度事業の実施について見直しが必要な場合は、随時、県林業関係者等の意見を聞きながら修正し進めることとする。